

京都府優良住宅宿泊施設認証制度 募集要領

京都府では、地域住民や宿泊者の安心・安全の確保を図りつつ、地域交流人口の拡大につながる住宅宿泊事業の増加を促し、観光産業を振興することを目的に、一定の基準を満たした住宅宿泊施設を「京都府優良住宅宿泊施設」として認証します。

1 対象施設

京都府内（京都市を除く。）において、住宅宿泊事業法第3条に基づく届出を行って、住宅宿泊事業が営まれている施設

※認証施設は「京都府優良宿泊事業地域連携支援事業費補助制度」をご活用頂けます。

2 認証基準

次の①～④のいずれも満たしている場合に認証を行う。

- ① 京都府住宅宿泊事業の適切な実施の確保に関する条例（以下「条例」という）第4条、第5条及び京都府住宅宿泊事業の適切な実施の確保に関する条例及び同施行規則に係る運用要領（ガイドライン）1、2で住宅宿泊事業者等が講じるべきとしている基準に掲げる以下の全ての措置を講じていること
 - (ア) 宿泊者が利用する飲食器具、寝具等は、常に清潔にし、定期的に消毒すること
 - (イ) 浴衣、敷布、布団カバー等は、宿泊者ごとに洗濯したものと交換すること
 - (ウ) 届出住宅の換気、採光、照明、防湿及び排水の設備の保守点検を行い、機能を維持すること
 - (エ) 届出住宅は、常に清潔にし、ねずみ、衛生害虫等を駆除すること
 - (オ) 浴室及びトイレは、定期的に消毒し、トイレは防臭及び防虫の措置を講じること
 - (カ) 宿泊者名簿に、宿泊者の年齢を記載すること
 - (キ) 到着日の前日に宿泊した場合は、宿泊者名簿に、前日の宿泊場所を記載すること
 - (ク) 出発した日に他の施設で宿泊しようとする場合は、当該宿泊場所を記載すること
- ② 条例第7条及び京都府住宅宿泊事業の適切な実施の確保に関する条例施行規則第3条から第6条に規定する「努力義務」に掲げる以下の全ての措置を講じていること
 - (ア) 近隣に居住する者にあらかじめ住宅宿泊事業の用に供するものであることについて説明すること
 - (イ) 事故発生時や、その他の緊急時における迅速な対応のための体制を整備すること
 - (ウ) 対面やこれと同等の方法により、宿泊者の氏名、住所、職業を確認すること
 - (エ) 宿泊者の利用状況等を定期的に確認すること
- ③ 住宅宿泊事業を営む施設を対象とした損害賠償保険等に加入すること
- ④ 地域住民や宿泊者の安心・安全の確保を図りつつ、地域交流人口の拡大につながる以下の(ア)～(ウ)の取組のうち1つ以上を行っていること
 - (ア) 委託義務のない住宅宿泊事業者が住宅管理事業者等へ委託することにより良好な管理運営を行っていること
 - (イ) 外国人旅行者や高齢者、障害者等へ配慮した施設運営を行っていること
 - (ウ) 地域と共存・共栄するための取組を行っていること

3 認証期間

認証期間は、認証の日から2年間
(認証の更新については、認証満了日の2ヶ月前から申請可能)

4 その他

認証を受けた施設は、当該施設において認証を受けた事実を明示するため、認証期間を明示したステッカーを住宅宿泊事業の標識とともに公衆の見やすい場所に掲示する。また、京都府観光連盟はホームページに開設する専用ページにおいて、認証を受けた施設名等を公表する。

5 申請方法

申請書に必要書類を添えて次の提出先に持参または郵送にて提出してください。

<提出先>

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府商工労働観光部観光企画室